

令和6年第14回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年12月10日（火） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所 2階 会議室2B、2C

3 出席委員 18名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 今 貴洋	2番 山形 浩一
3番 角田 里美	4番 宮崎 尚彦
6番 鳴海 正	7番 外崎 高逸
9番 石岡 雅樹	10番 小林 達英
11番 佐藤 善一	12番 一戸 孝志
13番 工藤 昇	14番 佐藤 敬道
15番 相馬 孝雄	16番 柳原 一夫
17番 白戸 裕丈	18番 中谷 徳善

欠 席

5番 伊藤 美穂子	8番 乗田 栄一
-----------	----------

4 次 第

- (1) 開 会
- (2) 会長挨拶
- (3) 議長選出
- (4) 議事録署名者の指名及び書記任命
- (5) 業務報告
- (6) 議 事

議案第83号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第84号	農用地利用集積計画の決定について
議案第85号	地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
報告第27号	農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
報告第28号	競売公売買受適格者の証明に係る農地法第3条許可書の交付について
報告第29号	農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請の取下げについて

5 閉 会

6 書 記

農業委員会金木支所
支所長 秋村 正紀

7 参 与

農業委員会事務局
局 長 一戸 武二
次 長 鈴木 秀人
主 幹 山形 英己
主 査 藤元 大季

農業委員会市浦支所
支所長 奈良 和之

(開会時刻 午後3時)

司 会 ただ今から令和6年第14回総会を開会いたします。
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

本委員会の在籍委員数は20名であります。本日の出席委員数は18名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

次第4「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第26条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただきます。
議事録署名者には、17番 白戸 裕丈 委員、2番 山形 浩一 委員の両名を指名いたします。また、書記には秋村金木支所長を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、鈴木次長、山形主幹、藤元主査、奈良市浦支所長をお願いいたします。

次に、次第5業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 令和6年11月26日午前9時20分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を行い、鳴海 博隆 推進委員と事務局であっせんにあたり、3条有償移転事業8件、あおもり農業支援センター事業6件を適正に処理しました。

同じく、令和6年11月26日午後2時00分から、白戸裕丈 委員、福士 浩樹 推進委員、高橋 誉一 推進委員で五所川原南地区の法務局登記官照会1件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第83号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。参与より説明をお願いします。

参与 1 ページをご覧ください。

議案第83号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。農地法施行令第1条の規定により、許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。申請件数は、有償所有権移転13件、無償所有権移転9件です。2 ページをご覧ください。

- 1 番 大字飯詰字沢田ほか、田7筆、合計18,964 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額950,000円の有償移転です。
- 2 番 大字広田字足代、田2筆、合計4,963 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額1,000,000円の有償移転です。
- 3 番 大字松野木字千刈、田4筆、合計9,838 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額2,400,000円の有償移転です。
- 4 番 大字下岩崎字戸草元ほか、田2筆、合計6,511 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額1,497,000円の有償移転です。
- 5 番 大字金山字千代鶴ほか、田6筆、合計24,342 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額5,535,000円の有償移転です。
- 6 番 大字鶴ヶ岡字鎌田ほか、田7筆、合計14,223 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額2,844,000円の有償移転です。
- 7 番 大字川山字千本、田2筆、合計7,097 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額1,400,000円の有償移転です。
- 8 番 相内桂川、田1筆、14,972 m²、
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額 6,000,000 円の有償移転です。

- 9 番 大字長橋字藤島、畑 1 筆、463 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 50,000 円の有償移転です。
- 10 番 大字水野尾字清川、田 1 筆、200 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 40,000 円の有償移転です。
- 11 番 大字桜田字鴻ノ巣、田 2 筆、畑 1 筆、合計 9,084 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 616,428 円の有償移転です。
- 12 番 大字原子字紅葉、畑 1 筆、3,005 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 230,000 円の有償移転です。
- 13 番 大字水野尾字宮井、畑 1 筆、229 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 14 番 大字沖飯詰字鴻ノ巣ほか、田 3 筆、畑 1 筆、
合計 6,267 m²、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 15 番 大字金山字竹崎ほか、田 2 筆、合計 4,413 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 16 番 金木町芦野、畑 1 筆、955 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 500,000 円の有償移転です。
- 17 番 金木町川倉字田野ほか、田 6 筆、畑 2 筆、合計 22,108 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 18 番 金木町川倉林下、田 1 筆、612 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

番号 19 番との交換移転です。

19 番 金木町川倉七夕野、畑 2 筆、合計 3,617 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
番号 18 番との交換移転です。

20 番 金木町喜良市坂本、畑 1 筆、1,911 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
番号 21 番との交換移転です。

21 番 金木町喜良市坂本、畑 1 筆、2,033 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
番号 20 番との交換移転です。

22 番 太田山の井、田 18 筆、畑 4 筆、合計 44,892 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。

以上、皆様のタブレットに配信しております農地法第 3 条調査書のとおり、同法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず、全て許可相当であると判断されます。

議 長 議案第 83 号についての説明が終わりました。
はじめに、所有権移転 20 番、21 番以外について審議いたします。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、所有権移転 20 番、21 番以外について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、所有権移転 20 番、21 番以外について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、所有権移転 20 番、21 番について審議いたします。「農業委員会等の法律第 31 条の規定による議事参与の制限」となりますので、1 番 今 貴洋 委員には退席をお願いいたします。

今委員 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、所有権移転 20 番、21 番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (な し)

議 長 ご意義がないようですので、所有権移転 20 番、21 番について原案のとおり決定いたします。

1 番 今 貴洋 委員の入室を許可いたします。

今委員 (入 室)

議 長 つづきまして、議案第 84 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 13 ページをご覧ください。

議案第 84 号「農用地利用集積計画の決定について」であります。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めることについて、農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定 63 件、所有権移転 9 件です。

12 ページ利用権設定番号 1 番から 43 ページ 63 番までの 63 件については、皆様のタブレットに配信しております農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書のとおり、各要件を満たしております。

46 ページ所有権移転番号 1 番から 50 ページ 9 番までの 9 件については、あっせん委員会による「あおもり農業支援センター」の農地売買等事業によるものです。

議 長 議案第 84 号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。

はじめに、利用権設定 50 番以外について審議いたします。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、利用権設定50番以外について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、利用権設定50番以外について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、利用権設定50番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、19番 小山内 清人 会長職務代理者には退席をお願いいたします。

小山内職代 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、利用権設定50番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (な し)

議 長 ご異議がないようですので、所有権移転50番について原案のとおり決定いたします。

19番 小山内 清人 会長職務代理者の入室を許可いたします。

小山内職代 (入 室)

議 長 つづきまして、議案第85号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 51ページをご覧ください。

議案第85号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」であります。青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会があり、現況を調査し回答したので承認を求めるものです。件数は1件です。

1番 字烏森、田1筆、240㎡、所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。調査の結果、家屋が建築されており、農地へ復元する

には著しく困難であることから、非農地と判断されました。

現地調査時の写真については、52ページをご覧ください。

議 長 議案第85号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第85号について承認することにご異議
ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第85号について原案のとおり承認いた
します。

以上、議案第83号から議案第85号まで全ての審議が終了いたしました。
報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。事務局か
ら何か報告等ございませんか。

事務局 (な し)

議 長 その他、何かございませんか。
以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。
慎重なご審議ありがとうございました。